

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1792号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p>（支給日等）</p> <p>第14条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等相当額（第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p>	<p>（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額の<u>2分の1</u>に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「<u>価額</u>」とあるのは「<u>価額の2分の1に相当する額</u>」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の<u>額の2分の1に相当する</u>」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</p> <p>（支給日等）</p> <p>第14条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等<u>2分の1</u>相当額（第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等<u>2分の1</u>相当額」という。）の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p>

(返納の事由及び額等)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が4万円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等相当額等が4万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等相当額等が4万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 (略)

別紙様式第2(第4条関係)

通勤手当認定簿

(略)

(返納の事由及び額等)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額等」という。)が4万円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額等が4万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の $\frac{2}{1}$ に相当する額(次号において「払戻金 $\frac{2}{1}$ 相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額等が4万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 4万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金 $\frac{2}{1}$ 相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金 $\frac{2}{1}$ 相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 (略)

別紙様式第2(第4条関係)

通勤手当認定簿

(略)

順路	(略)	特別料金等(特別運賃等)の算出基礎	特別料金等相当額(特別運賃等相当額)	(略)	順路	(略)	特別料金(特別運賃等)の算出基礎	特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額(特別運賃等相当額)	(略)
新幹線鉄道等利用者	(略)				新幹線鉄道等利用者	(略)			
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるとき		(略)			1箇月当たりの特別料金等 $\frac{2}{1}$ 相当額の合計額が40,000円を超えるとき		(略)	
(略)					(略)				
返納	(略)	払戻金相当額の算出基礎		(略)	返納	(略)	払戻金相当額 $\frac{2}{1}$ 相当額)の算出基礎		(略)
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第44号。以下「改正条例」という。)附則第5項に規定する人事委員会が定める額は、改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職員給与条例」という。)第18条の規定により算出される特定通勤手当の額(改正条例附則第5項に規定する特定通勤手当の額をいう。以下同じ。)と改正条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額との差額又は改正条例第4条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。)第21条の規定により算出される特定通勤手当の額と改正条例第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第21条の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額との差額を特定支給単位期間(改正条例附則第5項に規定する特定支給単位期間をいう。)の月数で除して得た額に、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月を含む改正前の一般職員給与条例第18条第3項第1号又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第3項第1号に掲げる手当に係る支給単位期間(当該支給単位期間が2以上ある場合にあつては、これらの支給単位期間のうち最も長い支給単位期間)の月数のうち施行日の属する月以後の月数をそれぞれ乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の額は、施行日の属する月の給料を支給する日に通勤手当として支給する。
- 4 改正後の別紙様式第2の通勤手当認定簿については、当分の間、従前の様式によることができる。